

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2022年12月22日
【発行者の名称】	ブリッジコンサルティンググループ株式会社 (Bridge Consulting Group Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 宮崎 良一
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番40号
【電話番号】	03-6457-9105 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 伊東 心
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 卓
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	ブリッジコンサルティンググループ株式会社 https://bridge-group.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期	第10期	第11期
決算年月	2020年9月	2021年9月	2022年9月
売上高 (千円)	657,095	970,270	1,270,624
経常利益 (千円)	16,369	101,902	95,708
当期純利益 (千円)	10,904	66,426	64,627
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	99,750	99,750	100,000
発行済株式総数 (普通株式) (株)	5,000	5,000	1,766,400
(A種優先株式)	232	232	—
(B種優先株式)	231	231	—
純資産額 (千円)	320,835	387,262	621,889
総資産額 (千円)	563,520	702,304	869,819
1株当たり純資産額 (円)	80.68	121.77	356.02
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	6.98	41.09	37.62
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	31.54
自己資本比率 (%)	56.8	55.0	71.4
自己資本利益率 (%)	4.0	18.8	12.8
株価収益率 (倍)	—	—	46.52
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,463	141,109	13,713
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△16,284	△7,706
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	196,636	△38,906	131,093
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	430,931	516,850	653,951
従業員数 (人)	31	30	49
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)	(—)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第11期の期首から適用しております。なお、主要な経営指標に与える影響はありません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 第9期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
6. 当社は、2022年5月30日付でTOKYO PRO Marketに上場したため、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から2022年9月末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
7. 第9期及び第10期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、従業員の総数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
9. 第10期の財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第11期の財務諸表については特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、PwC京都監査法人による監査を受けておりますが、第9期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
10. 当社は、2022年3月7日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2【沿革】

当社の設立以降、現在に至るまでの経緯は次のとおりです。

年 月	沿 革
2011年10月	東京都港区芝浦にて設立、経営管理コンサルティングサービス開始
2012年 9 月	本社を東京都中央区新川に移転
2013年 8 月	本社を東京都港区海岸に移転
2014年10月	公認会計士の独立支援サービス開始、公認会計士の独立支援メディア「独立会計士. job」（現「会計士. job」）のリリース
2014年12月	女性会計士支援メディア「女性会計士. job」（現「会計士. job」）のリリース
2015年 6 月	本社を東京都港区浜松町に移転
2016年 3 月	有料職業紹介事業の許可を取得
2017年 3 月	本社を東京都千代田区日比谷公園に移転
2018年 4 月	大阪府大阪市中央区に大阪事務所の開設
2018年 6 月	パーソルテンプスタッフ株式会社への第三者割当増資を実施
2018年 9 月	北海道札幌市北区に札幌事務所の開設
2018年 9 月	愛知県名古屋市中西区に名古屋事務所の開設
2019年 7 月	「独立会計士. job」と「女性会計士. job」を統合した公認会計士のワーキングプラットフォーム「会計士. job」のリリース
2019年 8 月	会計士. jobの登録会員数が1,500名突破
2019年10月	広島県広島市中区に広島事務所の開設
2020年 5 月	「会計士. job」の登録会員数2,000名突破
2020年 7 月	株式会社日本M&Aセンター、ギークス株式会社、その他事業会社への第三者割当増資を実施
2021年 5 月	WMパートナーズ株式会社が運営するWMグロース4号投資事業有限責任組合と資本提携
2021年10月	大阪事務所を大阪府大阪市北区に移転
2021年10月	本社を東京都港区に移転
2021年12月	地方銀行系ファンド等への第三者割当増資を実施
2022年 1 月	「会計士. job」の登録会員数3,000名突破
2022年 5 月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場
2022年 5 月	株式会社プロネクサスと業務資本提携を実施
2022年10月	株式会社エスネットワークスと業務資本提携を実施

3【事業の内容】

(1) ビジョン・ミッション

当社は、2011年10月25日に創業し「幸せの懸け橋に～1人でも多くの人を幸せに導く～」という企業理念のもと、経営管理の課題解決を通じて、社会に貢献し続けるとの思いから、「国内No1の経営管理インフラ会社」を目指し、安定的に事業を展開しております。

昨今、テクノロジーの急速な発展・グローバル化等によりビジネスリスクが複雑化し、これに伴いリスクをいち早く識別する専門ノウハウの必要性が更に高まっています。加えて、経営環境としては多々発生する経営リスクに臨機応変に対応していく必要があり、このような専門分野においては、社内人材のみではなく、様々な経験と知見を有している外部人材の活用により、高い実効性を担保することが可能です。

また、2030年問題と言われるように、今後も労働力人口の低下が予想されており、より効率性の高い企業経営を実施していくには各企業のニーズに応じてアウトソーシングを効果的に活用することが必然となります。

当社はこのような経営課題を解決するため、全国に分散している公認会計士のプロフェッショナル資源をデータベース化し、クライアントニーズに最適な形で提供していくプロシエアリング事業を展開することにより、経営支援プラットフォームとして、企業の持続的成長を支えています。

(2) 特性

当社は、公認会計士に特化したワーキングプラットフォーム「会計士. job」というメディアを運営しており、当メディアには、様々な経験と知見を有している公認会計士等(※1)が3,500名超登録しております。当社所属のコンサルタントは、クライアントニーズに高い精度でサービス提供するため「会計士. job」の登録者から最適なパートナー会計士(※2)を抽出・アサインし、プロジェクトを実行していくというプロシエアリングモデルを活用しております。プロシエアリングモデルを活用することにより、より細かいニーズに的確に対応した高品質なサービスが可能となり、3,500名超という圧倒的なリソースにより、ご依頼からサービス提供までのセットアップ期間が短く、リソースを効率よく活用していくため適切な価格でのサービス提供が可能となっております。

提供サービスとしては、設立時から一貫してIPOを志向されるクライアントが多く、IPO支援に関して豊富な実績を誇っており、IPOに向けて発生する課題を過去の経験や最新の状況を踏まえて効率的に解決していくことが可能となっております。また、経験豊富なコンサルタントがクライアントとチーム一丸となり、口頭でのアドバイスのみではなく、実際に手を動かす形での支援を実施しており、これまでに積み重ねてきたノウハウのチェックリスト化や、業務オペレーションの最適化により、IPO準備の有効性の向上と業務の効率性の両立を追求しております。

※1 公認会計士等：公認会計士（試験合格者含む）や米国公認会計士（試験合格者含む）他

※2 パートナー会計士：当社の業務委託先である公認会計士等

(3) サービス概要

当社は、経営管理ナレッジを軸とした「経営管理コンサルティングサービス」、「プロフェッショナル人材の紹介」等、公認会計士人材の経験・知見のデータベース化・最適配分を通じて、経営管理の課題解決を支援するプロシエアリング事業及び付帯関連事業を実施しております。

なお、東京証券取引所の市場再編への対応やIPO市場の盛り上がりを背景に成長を志向する企業へのご支援を拡大しております。今後、受注案件に対して適切なパートナー会計士をアサインできるように、より効果的かつ効率的なスキルマッチングを進めていきます。これまでに培ってきた経験、ノウハウをもとに、プロフェッショナルネットワークを最大限に活かし、経営支援プラットフォームとして、関与頂ける皆様に喜んで頂けるよう、社員一同全力を尽くしてまいります。当社の主なサービスラインナップは以下のとおりです。

① IPO支援

上場（IPO）準備・市場区分の変更を進める上で、様々な課題を支援し、解決へ導く「IPO総合支援」や、申請書類（Ⅰの部、Ⅱの部、各種説明資料）の作成等、IPOに関連する様々な経営課題を、IPO専門知識や経験、能力を有する人材と共に解決して参ります。

② リスクマネジメントサービス

当社が提供しているサービス「リスクマネジメントサービス」は、J-SOX（内部統制）支援、内部監査支援、海外子会社管理、IT監査、不正調査など、企業が抱える様々なリスクへの適切な対応をサポートしております。

③ アカウンティングサービス

当社では、バックオフィスに関する「決算開示」、「クラウド会計導入」、「決算早期化・管理体制強化」、「IFRS導入」などを支援しております。

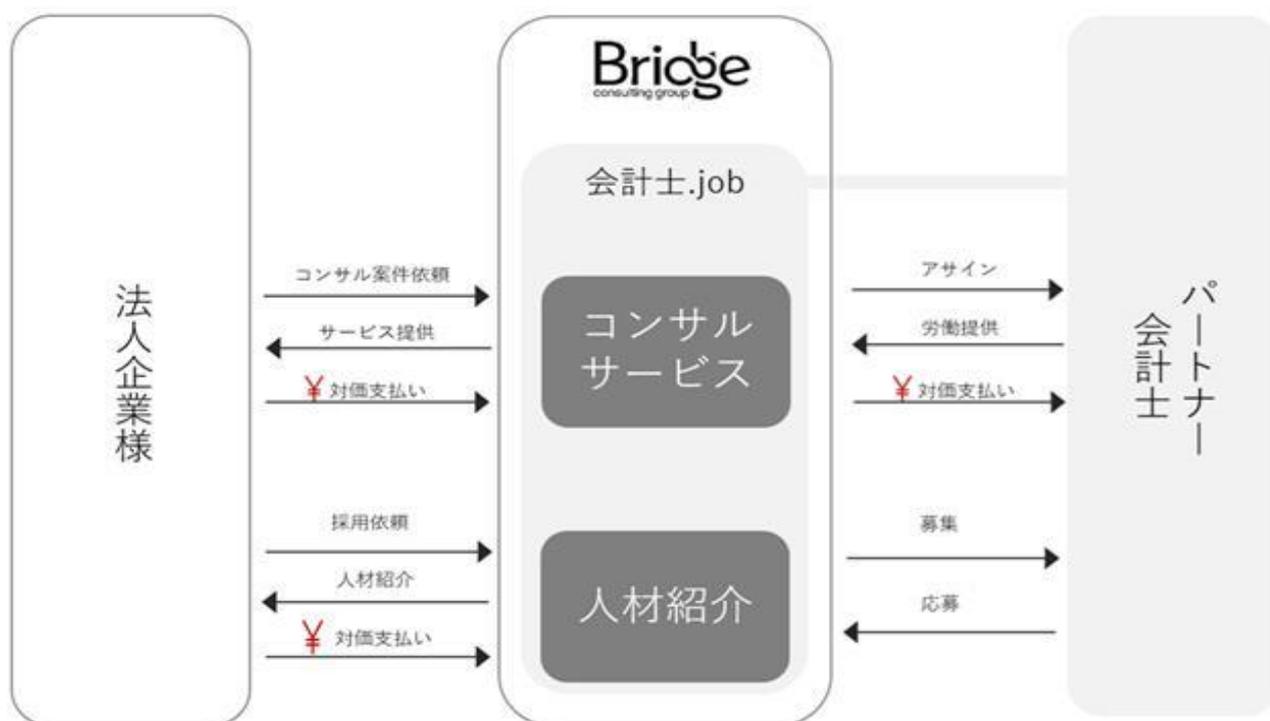
④ ファイナンシャルアドバイザーサービス

我々はこれまでに培ってきたM&Aに関する豊富な支援実績から高品質な支援サービスを提供致します。当社は、M&Aアドバイザー、デューデリジェンス業務、各種バリュエーション、M&A後のPMI支援をワンストップサービスにより窓口を一本化し提供しております。各専門家とのネットワークにより、デューデリジェンスの領域を幅広くカバーしております。

⑤ プロフェッショナル人材紹介サービス

当社は「会計士.job」ネットワークで3,500名を超えるプロフェッショナル人材のスキル情報を有し、十分な知識や能力を有する最適な人材をスピーディーに紹介することが可能です。企業の人材ニーズを的確に判断し、CFO、IPO準備室長、経理部長、監査役等の経営管理体制の強化に必要なハイクラス人材を紹介しております。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2022年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
49（－）	36.4	1.9	7,797

- （注）
1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、従業員の総数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 当社の事業はプロシエアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。
 4. 当事業年度において従業員数が19名増加しておりますが、これは主に業務拡大に伴う採用の増加によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりましたが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第11期事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言の解除後は段階的な経済活動の再開により一時的な景気回復の兆しも見られるものの、断続的な感染再拡大により新型コロナウイルス感染症の収束時期は見通せず、ウクライナ情勢による地政学的リスクに伴うエネルギー価格上昇や米国金融政策動向の世界経済への影響、生活必需品の値上げなど経済活動の動向は極めて不透明な状況が継続しております。

また、高度化・複雑化が増すビジネス環境下において、企業の経営課題は年々増える一方、企業を支える労働力の面では、少子高齢化という社会問題も相まって働き手が不足している状況です。生産年齢人口は減少する一方で、働き方の多様化が進み外部人材の活用が増加しております。

このように、コロナ禍による経済悪化による企業の人件費削減の流れや、働き方の多様化を背景にプロフェッショナル業務のアウトソーシング化が拡大しております。

このような状況の中、当社は「幸せの懸け橋に～1人でも多くの人を幸せに導く～」という企業理念のもと、経営管理ナレッジシェアを軸とした「経営管理コンサルティングサービス」、「プロフェッショナル人材の紹介」等、公認会計士人材の経験・知見をデータベース化・最適配分を通じて、経営管理の課題解決を支援するプロシエリング事業及び付帯関連事業を拡大しております。

当社が運営する公認会計士等のためのワーキングプラットフォーム「会計士.job」では登録者数が3,500名を超え、東京証券取引所の市場再編への対応や急速に変化する事業環境への対応を背景に成長を志向する企業へのご支援を拡大しております。

各企業ともに慢性的な人材不足の状況であり、上場準備を進めるにあたり管理体制整備のノウハウやリソース不足に陥りやすく、IPO支援、リスクマネジメントサービスを中心に当社の提供する各サービスへの問合せが増加し、支援社数も増加しております。

当事業年度は知名度及び社会的信用力の向上を目的として5月30日にTOKYO PRO Marketへ上場いたしました。各サービスへの問合せ対応や将来的な事業拡大のため採用の強化を進めております。その他、決算開示の業務支援に特化したサービスサイト「決算開示ラボ」のリリースや内部監査DXツールとして内部監査支援システム「Riscare」の開発を行い、「プロフェッショナルリソース」との掛け合わせによりあらゆるフェーズの課題を解決できるサービスの開発を進めております。「Riscare」については8月にバックオフィスDXPOへの出展を行い、市場のニーズヒアリングを行うなどサービスの開発を加速しております。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,270,624千円（前事業年度比31.0%増）、営業利益は96,092千円（同4.5%減）、経常利益は95,708千円（同6.1%減）、当期純利益は64,627千円（同2.7%減）となりました。

なお、当社はプロシエリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第11期事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は653,951千円（前期末比137,101千円増）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は13,713千円（前事業年度は141,109千円の収入）となりました。これは主に税引前当期純利益95,708千円を計上したことと法人税等の支払額80,300千円の支出によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は7,706千円（前事業年度は16,284千円の支出）となりました。これは主に拠点の移転に伴う有形固定資産の取得による支出17,701千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果調達した資金は131,093千円（前事業年度は38,906千円の支出）となりました。これは長期借入金の返済による支出38,906千円と、株式の発行による収入170,000千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の実績】

当社の事業は、プロシエアリング事業であり、区分すべき事業セグメントが存在しないため単一セグメントとなっており、セグメント情報に関連付けては記載しておりません。

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	前年同期比 (%)
プロシエアリング事業 (千円)	1,270,624	131.0
合計 (千円)	1,270,624	131.0

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先が存在しないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社は以下の課題に取り組んでまいります。

① 受注の安定性および継続性の更なる向上

プロフェッショナル業務のアウトソーシング化は現状拡大傾向にあるものの、景気の悪化や働き方の変化に伴う、経営管理市場の縮小による受注減のリスクが想定されます。

安定的かつ継続的な受注活動が実現できるよう、セールスパートナー先の増加並びにサービスWEBメディアの強化を図ってまいります。また、相乗効果のある企業とのアライアンスを含めた関係強化も進めてまいります。

② コンサルタントの採用

より優良なサービスを提供するため、優秀なコンサルタントの確保がサービスの質および量の担保には不可欠となります。このため、安定的に事業を拡大していくため、引き続き、積極的に優秀なコンサルタントの採用を進めてまいります。

③ サービス提供の品質担保

高品質なサービスが提供できない場合、案件継続率の低下に繋がるリスクがあります。

サービスのパッケージ化及びマニュアル化を進め、品質担保を図ると同時に、優秀な人材確保に向けて積極的に投資を実施してまいります。

④ サービス提供人員の確保及び稼働率の上昇

会計人員の労働市場の変化によって人員の確保が不安定になるリスクがあります。当社の重要資産である「会計士. job」の登録・稼働会計士人員数は、当社サービスの安定性、品質性の担保に大きく影響するため、引き続き、「会計士. job」の安定的な運営を進めてまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は本書公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 景気変動リスクについて

当社がプロシエリングを提供する主要クライアントは、主に国内に事業を展開するIPO準備会社及び上場会社であります。税制及び法令等の改正により、主要クライアントが事業投資やIT投資を抑制した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 社内人材の採用について

当社は、今後の事業展開のため、優秀な人材の採用・確保及び育成が重要であると考えております。しかしながら、コンサルティング業界における人材の争奪により、優秀な人材の採用・確保及び育成が計画通りに進まない場合や、優秀な人材の社外流出が生じた場合には、競争力の低下や事業規模拡大の制約、クライアントに提供するサービスレベルの低下をもたらす、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 「会計士. job」の登録会員数の増加について

当社は、今後の事業展開のため、「会計士. job」の会員数増加により、一層のパートナー会計士の確保が重要であると考えております。しかしながら、会員数の増加が計画通りに進まず受注案件に対して適切なパートナー会計士をアサインできない場合には、競争力の低下や事業規模拡大の制約、クライアントに提供するサービスレベルの低下をもたらす、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 情報セキュリティリスクについて

当社のプロシエリングの提供にあたり、クライアントの機密情報や個人情報を有することがあります。そのため当社の役員及び従業員に対して、守秘義務の遵守、機密情報や個人情報の情報管理の徹底を行っております。しかしながら、不測の事態により、これらの情報が外部に漏洩した場合には、当社の社会的信用に重大な影響を与え、対応費用を含め当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 訴訟等のリスクについて

当社は、クライアントと契約を締結する際に、事前にトラブル時の責任分担を取り決める等、過大な損害賠償の請求をされないようリスク管理を行っております。しかしながら、契約時に想定していないトラブルの発生等、当社の提供したサービスに問題が生じた場合、予定通りに進捗しなかった場合、取引先等との何らかの問題が生じた場合、これらに起因する損害賠償を請求される、あるいは訴訟を提起されるリスクがあります。かかる損害賠償の金額、訴訟の内容及び結果によっては、当社の社会的信用、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) コンプライアンスリスクについて

当社の役員及び従業員に対し、行動規範を定める等、コンプライアンスに対する意識の徹底を図っております。しかしながら、万が一、当社の役員及び従業員がコンプライアンスに違反する行為を行った場合には、当社の社会的信用、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 風評リスクについて

当社は、高品質のサービスの提供に努めるとともにコーポレート戦略部を設置し、役員及び従業員に対する法令遵守浸透、情報管理やコンプライアンスに対する意識の徹底を行い、経営の健全性、効率性及び透明性の確保を図っております。しかしながら、当社のサービスや役員及び従業員に対して意図的に根拠のない噂や悪意を持った評判等を流布された場合には、当社の社会的信用、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 競合について

当社のプロシエリングは許認可制度がないことに加え、事業の開始にあたって大規模な設備投資も不要であることから、相対的に参入障壁が低い事業であります。このため、大手事業者から個人事業者まで多数の事業者が同様の事業を展開しており、今後も同業者間での競争が激しくなることが想定されます。

当社では、経営管理総合支援事業の差別化や顧客からの信頼を向上させるため、「会計士. job」に登録されている公認会計士等の有資格者をはじめとした経験豊富なコンサルタントが、口頭でのアドバイスのみではなく、実際に手を動かす形での支援を実施しております。また会議、研修、社内システムにより、これまでの経験により蓄積されたノウハウの社内共有の対応を図っておりますが、競合他社との競争が激化した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 株式価値の希薄化

当社では、インセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しており、当社の一部の役職員に対して新株予約権を付与しています。また、今後においてもストック・オプション制度を活用する可能性があります。これらの新株予約権が行使された場合、又は今後新たに新株予約権の発行が行われ、当該新株予約権の行使が行われた場合は、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書公表日現在、新株予約権による潜在株式数は189,900株であり、発行済株式総数1,931,400株の9.83%に相当しております。

(10) 配当政策について

当社は、事業の成長・拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けております。2022年9月期末の配当につきましては、事業拡大のための成長投資に充当することを優先し無配としております。利益配分につきましては、今後の成長・拡大戦略に備えた内部留保の充実等を総合的に勘案した上で業績の動向を踏まえた配当を検討していく方針であり、今後の配当実施の可能性、実施時期については現時点で未定であります。

(11) 法規制について

当社は、事業を行う上で労働基準法（その他労務管理に関わる法令等を含む）、下請法、個人情報保護法、公認会計士法など様々な法的規制を受けております。

また、人材紹介サービスにおいて「職業安定法」の法的規制を受けております。当社では、人材紹介サービスを提供するに当たって、「職業安定法」第32条の4の定めに基づき厚生労働大臣より「有料職業紹介事業」の許可を受けております。「職業安定法」においては、人材紹介事業を行う者（法人である場合には、その役員を含む）が有料職業紹介事業者としての欠格事由（「職業安定法」第32条）及び当該許可の取消事由（同法第32条の9）に該当した場合には、事業の許可を取り消し、または、期間を定めて当該事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる旨を定めております。

現時点において、これらに抵触する事実はないものと認識しておりますが、今後運用の不備等により法令義務違反が発生した場合、もしくは新たな法令の制定や既存法令における規制強化等がなされ、当社の事業が制約を受ける場合、当社の主要な事業活動全体に支障をきたす可能性があり、当社の事業運営及び業績に重大な影響を与える可能性があります。

(12) 大株主について

当社の代表取締役である宮崎良一並びに同人の資産管理会社であるGOOD ONE PARTNERS合同会社の所有株式数は、本書公表日現在で発行済株式総数の51.91%となっており、引き続き大株主となる見込みです。

宮崎良一及び同人の資産管理会社（GOOD ONE PARTNERS合同会社）は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使に当たっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。

宮崎良一は、当社の創業者であるとともに代表取締役であるため、当社といたしましてもこれらは安定株主であると認識しておりますが、将来的に何らかの事情によりこれらの当社株式が売却された場合には、当社株式の市場価格及び流通状況に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 株主間契約について

当社と宮崎良一（以下「経営株主」という。）及びGOOD ONE PARTNERS合同会社（以下経営株主と合わせて「経営株主等」という。）、並びにパーソルテンプスタッフ株式会社、フリー株式会社、株式会社日本M&Aセンター、ギークス株式会社、WMグロース4号投資事業有限責任組合、ちゅうぎんインフィニティファンド1号投資事業有限責任組合、北海道グロース1号投資事業有限責任組合、山梨中銀SDGs投資事業有限責任組合、HiCAP3号投資事業有限責任組合、みやぎんベンチャー企業育成2号投資事業有限責任組合（以下「投資者ら」という。）は、2022年3月4日に下記内容の株主間契約書を締結しております。

当該契約の締結は、取締役指名権については、投資家による取締役の派遣を通じたノウハウの提供及び事業に対する俯瞰的な支援、事前承諾事項については、特に重要度が高い事項に関して投資家の意思を反映することで慎重な会社経営に資する等、当社の企業価値向上を目的しております。

これによって、当社の株主構成及び取締役会の構成の決定や株主総会及び取締役会における意思決定については投資家らが強い影響力を有しており、これらの意向が強く反映される可能性があります。

①契約の概要

(a) 取締役、オブザーバーの指名

当社の取締役会は5名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び4名以内の監査等委員である取締役により構成され、パーソルテンプスタッフ株式会社及びWMグロース4号投資事業有限責任組合（以下「WMG4」という。）は、取締役をそれぞれ1名ずつ指名する権利を有しております。

また、フリー株式会社、株式会社日本M&Aセンター、ギークス株式会社及びWMG4は、当社に対して、自己の指名する者1名を発行会社のオブザーバーとして指名する権利をそれぞれ有しております。

(b) 通知・承諾事項

当社が以下の経営に関わる事項について決定しようとする場合には、株主総会日又は取締役会開催日の2営業日前までに当該事項の概要をWMG 4に通知し、事前にWMG 4の書面による承諾を得るものとしております。ただし、WMG 4は合理的な理由なく、その承諾を拒否してはならないものとされています。

- (1) 定款の変更
- (2) 株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行その他当社の発行済み株式等の総数を増加させ又は増加させる可能性のある権利の設定。但し、当社の取締役及び従業員に対して、インセンティブの付与を目的とする新株予約権を、当社の発行済みの新株予約権の目的となる株式の合計数が、当社の発行済株式総数の20%以内となる範囲内で発行する場合には、WMG 4の書面による承諾は不要とする。
- (3) 経営株主及びその他の関連当事者((i)当社又は経営株主により、発行済株式数の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員、(ii)経営株主の配偶者及び二親等以内の血族を意味する。)による当社株式の譲渡又は取得(但し、インセンティブ付与目的の譲渡の場合等を除く。)
- (4) 資本金又は資本準備金の減少
- (5) 自己株式、自己新株予約権又は自己新株予約権付社債の取得、消却その他処分
- (6) 配当又は中間配当
- (7) 重要な合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は組織変更
- (8) 事業の全部又は重要な一部の譲渡、対価が2億円を超える他の会社の事業の全部又は一部の譲受
- (9) 解散又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する手続の開始の申立て
- (10) 500万円を超える固定資産譲渡若しくは取得、貸付、借入、債務保証又は担保提供
- (11) 500万円を超える、金融商品の購入又は他社に対する出資
- (12) その他本契約に重大な影響を及ぼす契約の締結、変更又は解除
- (13) 代表取締役、取締役又は監査役の選任又は解任
- (14) 当社の株式上場に関する公開予定時期、公開予定市場、引受主幹事証券会社、監査法人の決定又は変更(但し、WMG 4は、当社が示した株式上場に関する公開予定時期、公開予定市場、引受主幹事証券会社、監査法人につき、合理的理由なくその承諾を拒否してはならないものとする。)

(c) 経営株主等による株式の譲渡・投資者の先買権・譲渡参加権

経営株主等は、その保有する当社の株式等について、投資者らの書面による事前の承諾なくして第三者に譲渡、担保の設定、その他の処分をすることが一切できないものとしております。また、投資者らは、経営株主等による株式の譲渡に係る先買権、譲渡参加権を所有しております。

(d) 強制売却権

第三者による当社の企業買収の提案について、当社の取締役会、及び投資者らが保有する本件株式の総数のうち、3分の2以上を保有する投資者ら(以下「売却請求者」という。)の賛成があった場合は、売却請求者は、本契約のその他当事者に対して当該企業買収に応じるよう請求する権利(以下「強制売却権」という。)を行使することができるものとされております。

(e) みなし清算等

経営株主等及び投資者らは、当社の残余財産を分配するとき又は企業買収等により当該取引による対価を分配するときは、経営株主等及び投資者らを発行会社の全株主とみなして、本契約の規定に従って、残余財産等を分配することに合意しております。

(f) 経営株主・発行会社による株式の買取り

投資者らは、下記の事由のいずれかが発生した場合、当社及び経営株主に対して書面により通知することにより、当該投資者が保有する当社株式の全部又は一部を当社及び経営株主が連帯して買取ることを請求できるものとし、当社及び経営株主等はかかる請求を受けた日より30日以内にかかる株式を投資者の指定する方法ですべて買取らなければならないものとされております。

- (1) 当社又は経営株主等のいずれかが、本契約のいずれかの規定に重要な点において違反し、違反当事者が当該違反の治癒を求める投資者らからの通知を受領後30日以内にかかる違反を治癒しない場合。
- (2) 当社の財政状態及び経営成績の点で、当社株式の株式上場が可能であると上場主幹事として定評のある証券会社が合理的な根拠に基づき判断しているにもかかわらず、当社が合理的な理由なく株式上場を行わない場合。
- (3) 当社が財政状態及び経営成績の点で、当社株式の株式上場の要件を充足しているにもかかわらず、経営株主のみの責による事由により証券取引所による株式上場承認が得られないと主幹事証券会社、投資者らが合理的な根拠に基づき判断した場合であって、かつ、経営株主が上場の妨げになっている事由について改善の対策を合理的な理由なく合理的期間内に講じない場合。

②契約期間

- ・契約期間は無期限ですが、契約当事者の書面による合意によって、その内容を変更し、または終了することが可能とされております。また、投資者らが当社の株主ではなくなった場合、当該投資者らについて本契約は適用されなくなるものとなっております。
- ・当社株式がTOKYO PRO Market以外の上場株式市場に上場した場合には終了することとなっております。

(14) 担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産活法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。
- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
- (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
- (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
- (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないこと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
- (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
- (b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又は i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていることと乙が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないことと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
次の a 又は b に該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

(15) 新型コロナウイルス感染拡大による経済的影響について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、当社ではリモートワークの導入が可能な業務についてはこれを推奨し、柔軟に事業を継続できる体制の整備に努めております。しかし、国内および世界的な流行が終息せず長期化することで経済活動の停滞により、当社の事業活動に支障が生じて、業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。なお、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは、「第6【経理の状況】1【財務諸表等】(1)【財務諸表】【注記事項】(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

(2) 財政状態の状況

第11期事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

(資産)

総資産は869,819千円（前期末比167,514千円増）となりました。流動資産につきましては、821,164千円（同170,145千円増）となりました。これは主に、第三者割当増資による現金及び預金の増加137,101千円及び売掛金の増加32,355千円等によるものです。固定資産につきましては、48,655千円（同2,630千円減）となりました。これは主に、拠点の移転に伴う有形固定資産の増加11,737千円及び敷金の回収による減少13,673千円によるものです。

(負債)

総負債は247,930千円（前期末比67,112千円減）となりました。流動負債につきましては、209,010千円（同43,483千円減）となりました。これは主に、未払法人税等の減少49,543千円等によるものです。固定負債につきましては、38,920千円（同23,628千円減）となりました。これは長期借入金の返済による減少によるものです。

(純資産)

純資産につきましては621,889千円（前期末比234,627千円増）となりました。これは、第三者割当増資に伴う株式発行による増加170,000千円及び当期純利益64,627千円計上によるものです。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況につきましては、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は17,701千円であり、その主な内容は、本社移転に伴う事務所工事一式であります。また、本社移転に伴う旧事務所設備の除却により、建物が8,340千円減少しております。

なお、当社の事業は、プロシエアリングであり、区分すべき事業セグメントが存在しないため単一セグメントとなっており、セグメント情報に関連付けては記載しておりません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2022年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	本社機能	11,639	179	11,818	39

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 事業所は賃借しており、その年間賃貸料は18,456千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】(2022年9月30日現在)

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(2022年9月30日)(株)	公表日現在発行数(2022年12月22日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,800,000	4,868,600	1,766,400	1,931,400	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	単元株式数100株
計	6,800,000	4,868,600	1,766,400	1,931,400	—	—

(注) 2022年5月30日をもって、当社株式は東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しております。

(2)【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権(2018年1月5日臨時株主総会及び2018年1月5日取締役会決議)

区 分	最近事業年度末現在(2022年9月30日)	公表日の前月末現在(2022年11月30日)
新株予約権の数(個)	104	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31,200	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	67	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年1月6日 至 2027年12月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 67 資本組入額 34	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は300株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。
 - ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - ②新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
 - ③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
 - ④新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当社の株式上場前は本新株予約権の行使はできないものとする。
 - ⑤ただし、取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権発行要領」で定める条件による。
4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 新株予約権の取得事由
 - (1) 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書の承認議案が当社の株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、「取締役会で決議」と読み替える。)、または当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転計画書の承認議案が当社の株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、「取締役会で決議」と読み替える。))には、新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 当社は、取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、取締役会の決議によりその取得する新株予約権を定める。
6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を新株予約権者が有する場合、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、株式交換契約又は新株移転計画において定めた場合に限る。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。
 - (4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)4に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の取得事由
上記(注)5に準じて決定する。
7. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失等の新株予約権の数を減じております。

第2回新株予約権（2018年4月1日臨時株主総会及び2018年4月1日取締役会決議）

区 分	最近事業年度末現在 (2022年9月30日)	公表日の前月末現在 (2022年11月30日)
新株予約権の数(個)	71	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,300	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	167	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年4月2日 至 2028年3月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 167 資本組入額 84	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は300株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。

③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

④新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当社の株式上場前は本新株予約権の行使はできないものとする。

⑤ただし、取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権発行要領」で定める条件による。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得事由

(1) 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書の承認議案が当社の株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、「取締役会で決議」と読み替える。)、または当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転計画書の承認議案が当社の株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、「取締役会で決議」と読み替える。)には、新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社は、取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、取締役会の決議によりその取得する新株予約権を定める。

6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を新株予約権者が有する場合、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、株式交換契約又は新株移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。
 - (4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)4に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の取得事由
上記(注)5に準じて決定する。
7. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失等の新株予約権の数を減じております。

第3回新株予約権(2019年12月19日臨時株主総会及び2019年12月19日取締役会決議)

区 分	最近事業年度末現在 (2022年9月30日)	公表日の前月末現在 (2022年11月30日)
新株予約権の数(個)	550	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	165,000	—
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250	同左
新株予約権の行使期間	自 2021年12月20日 至 2029年11月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250 資本組入額 125	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は300株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。
 - ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - ②新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
 - ③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
 - ④新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当社の株式上場前は本新株予約権の行使はできないものとする。
 - ⑤ただし、取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権発行要領」で定める条件による。
4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 新株予約権の取得事由
 - (1) 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書の承認議案が当社の株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、「取締役会で決議」と読み替える。)、または当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転計画書の承認議案が当社の株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、「取締役会で決議」と読み替える。))には、新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 当社は、取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、取締役会の決議によりその取得する新株予約権を定める。
6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を新株予約権者が有する場合、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、株式交換契約又は新株移転計画において定めた場合に限る。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。
 - (4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)4に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の取得事由
上記(注)5に準じて決定する。
7. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失等の新株予約権の数を減じております。

第4回新株予約権（2019年12月19日臨時株主総会及び2019年12月19日取締役会決議）

区 分	最近事業年度末現在 (2022年9月30日)	公表日の前月末現在 (2022年11月30日)
新株予約権の数(個)	150	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250	同左
新株予約権の行使期間	自 2021年12月20日 至 2029年11月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250 資本組入額 125	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は300株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。

③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

④新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当社の株式上場前は本新株予約権の行使はできないものとする。

⑤ただし、取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権発行要領」で定める条件による。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得事由

(1) 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書の承認議案が当社の株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、「取締役会で決議」と読み替える。)、または当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転計画書の承認議案が当社の株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、「取締役会で決議」と読み替える。)には、新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社は、取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、取締役会の決議によりその取得する新株予約権を定める。

6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を新株予約権者が有する場合、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、株式交換契約又は新株移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。
 - (4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)4に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の取得事由
上記(注)5に準じて決定する。
7. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失等の新株予約権の数を減じております。

第5回新株予約権(2020年9月29日臨時株主総会及び2020年9月29日取締役会決議)

区 分	最近事業年度末現在 (2022年9月30日)	公表日の前月末現在 (2022年11月30日)
新株予約権の数(個)	308	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	92,400	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250	同左
新株予約権の行使期間	自 2022年9月30日 至 2030年8月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250 資本組入額 125	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は300株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。
 - ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとする。ただし、取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - ②新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
 - ③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
 - ④新株予約権者は、権利行使をすることができる期間が到来している場合であっても、当社の株式上場前は本新株予約権の行使はできないものとする。
 - ⑤ただし、取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権発行要領」で定める条件による。
4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 新株予約権の取得事由
 - (1) 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書の承認議案が当社の株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、「取締役会で決議」と読み替える。)、または当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転計画書の承認議案が当社の株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、「取締役会で決議」と読み替える。))には、新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 当社は、取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、取締役会の決議によりその取得する新株予約権を定める。
6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を新株予約権者が有する場合、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、株式交換契約又は新株移転計画において定めた場合に限る。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。
 - (4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)4に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の取得事由
上記(注)5に準じて決定する。
7. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、株主総会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失等の新株予約権の数を減じております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2018年6月29日 (注1)	A種優先株式 232	普通株式 5,000 A種優先株式 232	49,996	54,996	49,996	49,996
2020年7月15日 (注2)	B種優先株式 231	普通株式 5,000 A種優先株式 232 B種優先株式 231	44,754	99,750	44,743	94,739
2021年11月30日～ 2021年12月15日 (注3)	C種優先株式 425	普通株式 5,000 A種優先株式 232 B種優先株式 231 C種優先株式 425	85,000	184,750	85,000	179,739
2022年1月31日 (注4)	—	普通株式 5,000 A種優先株式 232 B種優先株式 231 C種優先株式 425	△84,750	100,000	84,750	264,489
2022年3月3日 (注5)	普通株式 888	普通株式 5,888 A種優先株式 232 B種優先株式 231 C種優先株式 425	—	100,000	—	264,489
2022年3月3日 (注6)	A種優先株式 △232 B種優先株式 △231 C種優先株式 △425	普通株式 5,888	—	100,000	—	264,489
2022年3月7日 (注7)	普通株式 1,760,512	普通株式 1,766,400	—	100,000	—	264,489

- (注) 1. 有償第三者割当 232株
発行価格 431,000円
資本組入額 215,500円
主な割当先 パーソルテンプスタッフ(株)
2. 有償第三者割当 231株
発行価格 387,437円
資本組入額 193,740円
主な割当先 (株)日本M&Aセンター、ギークス(株)、他1社

3. 有償第三者割当 425株
 発行価格 400,000円
 資本組入額 200,000円
 主な割当先 WMグロース4号投資事業有限責任組合、ちゅうぎんインフィニティファンド1号投資事業有限責任組合、北海道グロース1号投資事業有限責任組合、山梨中銀SDGs投資事業有限責任組合、HiCAP3号投資事業有限責任組合、みやぎんベンチャー企業育成2号投資事業有限責任組合
4. 資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的とし、2021年12月15日開催の定時株主総会の決議に基づき、2022年1月31日付で減資の効力が発生し、資本金を減少させ、資本準備金への振り替えを行っております。
5. 2022年3月3日開催の取締役会決議により、普通株式を対価とする取得条項を満たしたことにより、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。
6. 2022年3月3日開催の取締役会決議により、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてについて、消却しております。
7. 2022年3月4日の株主名簿に記録された株主に対し、分割比率を1:300として分割いたしました。
8. 2022年10月1日から2022年11月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数165,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ21,080千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

2022年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							計	単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	13	—	—	8	21	—
所有株式数（単元）	—	—	—	11,622	—	—	6,042	17,664	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	65.79	—	—	34.21	100	—

（注）自己株式22,200株は、「個人その他」に222単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

2022年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
宮崎 良一	東京都港区	438,000	25.11
GOOD ONE PARTNERS合同会社	東京都港区南青山二丁目2番15号	399,600	22.91
WMグロース4号投資事業有限責任組合	東京都千代田区麹町三丁目2番地 垣見麹町ビル別館6階	323,700	18.56
株式会社プロネクサス	東京都港区海岸一丁目2番20号 汐留ビルディング5階	172,500	9.89
パーソルテンプスタッフ株式会社	東京都渋谷区代々木二丁目1番1号 新宿マインズタワー	69,600	3.99
田中 智行	神奈川県川崎市中原区	33,000	1.89
稲岡 賢	東京都文京区	33,000	1.89
伊東 心	東京都豊島区	25,200	1.44
フリー株式会社	東京都品川区大崎一丁目2番2号	23,100	1.32
株式会社日本M&Aセンター	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	23,100	1.32
ギークス株式会社	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 渋谷スクランブルスクエア 39階	23,100	1.32
計	—	1,563,900	89.66

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 22,200	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,744,200	17,442	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,766,400	—	—
総株主の議決権	—	17,442	—

② 【自己株式等】

2022年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
ブリッジコンサルティン ググループ株式会社	東京都港区虎ノ門 四丁目1番40号	22,200	—	22,200	1.26
計	—	22,200	—	22,200	1.26

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を導入しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権 (2018年1月5日臨時株主総会及び2018年1月5日取締役会決議)

決議年月日	2018年1月5日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社役員 1 当社従業員 5 外部協力者 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円) ※	同上
新株予約権の行使期間 ※	同上
新株予約権の行使の条件 ※	同上
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 最近事業年度の末日 (2022年9月30日) における内容を記載しております。なお、公表日の前月末 (2022年11月30日) 現在において、これらの事項に変更はありません。

第2回新株予約権（2018年4月1日臨時株主総会及び2018年4月1日取締役会決議）

決議年月日	2018年4月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1 外部協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	同上
新株予約権の行使期間 ※	同上
新株予約権の行使の条件 ※	同上
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	－

※ 最近事業年度の末日（2022年9月30日）における内容を記載しております。なお、公表日の前月末（2022年11月30日）現在において、これらの事項に変更はありません。

第3回新株予約権（2019年12月19日臨時株主総会及び2019年12月19日取締役会決議）

決議年月日	2019年12月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社役員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	同上
新株予約権の行使期間 ※	同上
新株予約権の行使の条件 ※	同上
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	同上
代用払込みに関する事項	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	－

※ 最近事業年度の末日（2022年9月30日）における内容を記載しております。なお、最近事業年度の末日から公表日の前月末（2022年11月30日）までの間に、第3回新株予約権のすべてについて権利行使がありました。詳細は「第6【経理の状況】【注記事項】（重要な後発事象）」をご参照ください。

第4回新株予約権（2019年12月19日臨時株主総会及び2019年12月19日取締役会決議）

決議年月日	2019年12月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 10
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	同上
新株予約権の行使期間 ※	同上
新株予約権の行使の条件 ※	同上
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 最近事業年度の末日（2022年9月30日）における内容を記載しております。なお、公表日の前月末（2022年11月30日）現在において、これらの事項に変更はありません。

第5回新株予約権（2020年9月29日臨時株主総会及び2020年9月29日取締役会決議）

決議年月日	2020年9月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社役員 5 当社従業員 20 外部協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	同上
新株予約権の行使期間 ※	同上
新株予約権の行使の条件 ※	同上
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 最近事業年度の末日（2022年9月30日）における内容を記載しております。なお、公表日の前月末（2022年11月30日）現在において、これらの事項に変更はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)		価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	A種優先株式	232	—
	B種優先株式	231	
	C種優先株式	425	

(注) 2022年3月3日開催の取締役会決議により、普通株式を対価とする取得条項を満たしたことにより、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてについて、2022年3月3日付で消却しております。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最新事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	A種優先株式 232 B種優先株式 231 C種優先株式 425	—	—	—
合併、株式交換、株式分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	22,200	—	22,200	—

(注) A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてについて、2022年3月3日付で消却しております。

3 【配当政策】

当社は、現在成長過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指しております。そのため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておらず、当事業年度においても配当は行っておりません。

しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスを図りながら検討してまいります。内部留保資金につきましては、今後の事業戦略に応じて、新規拠点拡大時の設備投資や採用に伴う人件費等に充当する方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、基準日を毎年9月30日とする年1回期末での配当を予定しており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議により、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第11期
決算年月	2022年9月
最高(円)	1,750
最低(円)	1,750

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2. 当社は2022年5月30日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market上場したため、それ以前の株価は記載しておりません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2022年5月～9月
最高(円)	1,750
最低(円)	1,750

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

5 【役員の状況】

① 役員一覧

男性5名 女性1名 (役員のうち女性の比率17%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	宮崎 良一	1983年1月23日生	2006年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2011年10月 ㈱Bridge（現当社）設立 代表取締役（現任） 2016年1月 ㈱Casa監査役（現任）	(注) 2	837,600 (注) 4
取締役	伊東 心	1985年8月17日生	2006年12月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2017年1月 当社入社 2018年12月 当社執行役員IPO支援事業部部長 2022年12月 当社取締役コーポレート戦略部部長兼ITメディア統括部部長（現任）	(注) 2	25,200
社外取締役	徳永 康雄	1980年6月24日生	2003年4月 日本アジア投資㈱入社 2013年12月 WMパートナーズ㈱取締役社長 2018年7月 WMパートナーズ㈱代表取締役社長（現任） 2021年12月 当社取締役（現任）	(注) 2	—
社外取締役 (監査等委員)	大友 潤	1974年6月23日生	1997年4月 ㈱インテリジェンス（現パーソルキャリア㈱）入社 2015年4月 テンプスタッフ㈱（現パーソルテンプスタッフ㈱）入社 2018年6月 当社取締役 2018年10月 シェアフル㈱設立 同社代表取締役社長（現任） 2020年4月 パーソルイノベーション㈱取締役執行役員（現任） 2021年12月 当社取締役(監査等委員)（現任）	(注) 3	—
社外取締役 (監査等委員)	山田 琴江	1983年3月24日生	2006年3月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2015年10月 Fringe81㈱（現Unipos㈱）監査役 2019年12月 当社監査役 2021年12月 当社取締役(監査等委員)（現任）	(注) 3	—
社外取締役 (監査等委員)	土谷 祐三郎	1979年2月22日生	2001年4月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2008年1月 ㈱コーポレイトディレクション入社 2011年10月 ACA㈱入社 2011年12月 ㈱ホットランド出向 2015年1月 当社取締役 2015年3月 ㈱ホットランド取締役 2016年10月 ㈱Retty入社 2017年10月 ㈱Retty執行役員コーポレート部門担当（現任） 2018年8月 当社監査役 2020年12月 当社取締役 2021年12月 当社取締役(監査等委員)（現任）	(注) 3	—
計					862,800

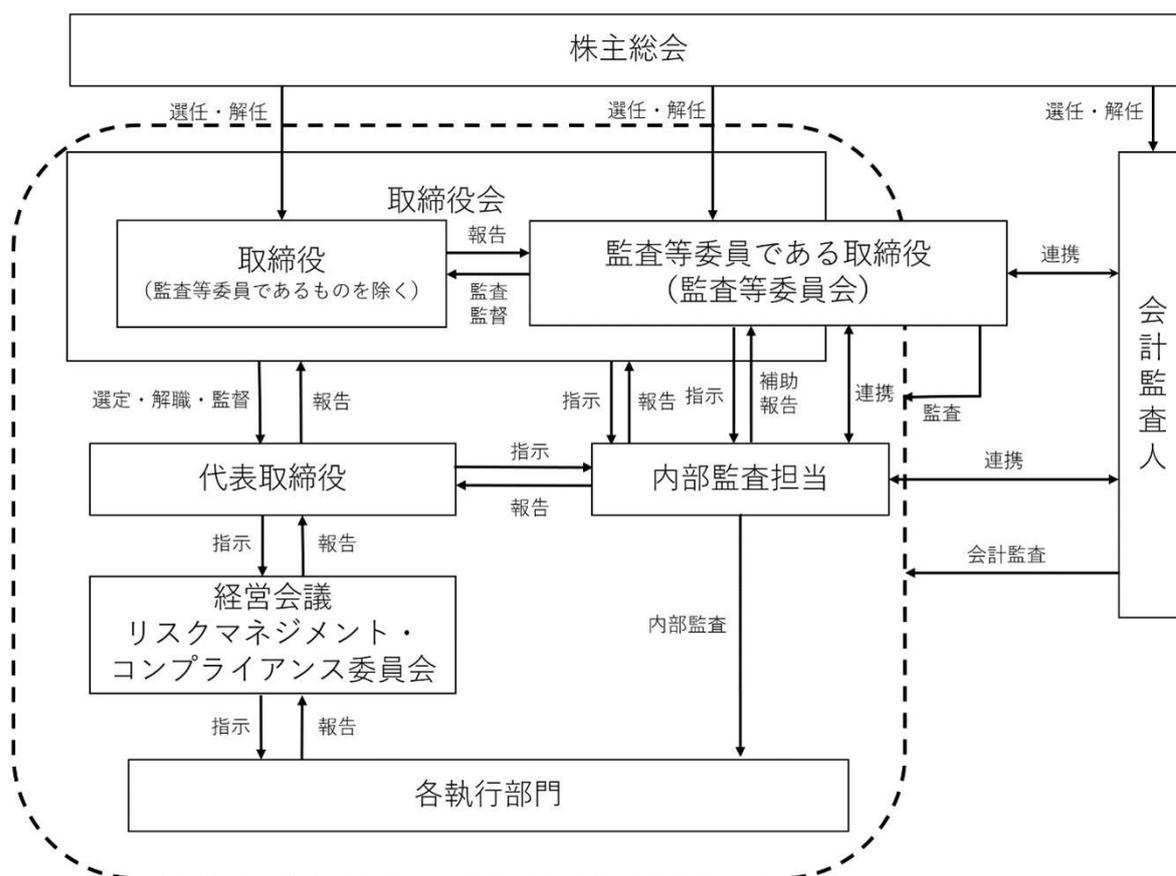
- (注) 1. 取締役徳永康雄、取締役（監査等委員）大友潤、土谷祐三郎及び山田琴江は、社外取締役であります。
2. 取締役の任期は、2022年12月開催の定時株主総会の時から2023年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 取締役（監査等委員）の任期は、2021年12月開催の定時株主総会の時から2023年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 代表取締役宮崎良一の所有持株数は、同氏の資産管理会社であるGOOD ONE PARTNERS合同会社が所有する399,600株を含んでおります。

5. 当社は意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しており、執行役員は以下のとおりであります。

役職名	氏名
執行役員/リスクマネジメント事業部部長	田中 智行
執行役員/グロースマネジメント事業部部長	稲岡 賢
執行役員/バックオフィスソリューション事業部部長	本田 琢磨
執行役員/関西統括事業部部長	中山 博行

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値を維持・向上させ、当社に關係するステークホルダーとの信頼関係を構築し継続的に成長していくためには、法令を遵守し、経営監視機能を充実させ、経営の透明性を維持していくことが重要と考えており、これを実現するためにコーポレート・ガバナンス体制を強化してまいります。具体的には次の3点の施策に取り組んでおります。

- a 業務執行責任者に対する監督・牽制の強化
- b 情報開示による透明性の確保
- c 業務執行の管理体制の整備（内部統制システム構築）

② 会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

当社は、従来監査役設置会社でありましたが、2021年12月15日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。その目的は、取締役監査等委員が取締役会で議決権を行使することによるガバナンス強化及び業務執行に関する迅速な意思決定であります。

a 社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任、報酬等に関する基本的な考え方

- 1) 選任については、ビジネスに関する十分な知識・経験を有していることはもちろん、人格が高潔・実直であるか否か、コンプライアンスの意識が高いか否か等も十分考慮して行っております。
- 2) 報酬については、会社の業績、各人の職責、会社運営への寄与度等を総合的に考慮し、外部の報酬等も参考にしております。報酬総額については株主総会で決定したうえで、取締役会で個々の報酬額を決定しております。

b 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任、報酬等に関する基本的な考え方

- 1) 選任については、当社が行っているビジネスに関する十分な知識を有していることはもちろん、第三者的立場から、取締役会に対して率直に意見具申できるか人物か否か等も十分考慮して行っております。
- 2) 報酬については、会社の業績、各人の職責、会社運営への寄与度等を総合的に考慮してしております。報酬総額については株主総会で決定したうえで、取締役会で個々の報酬額を決定しております。

c 監査等委員である取締役の選任、報酬等に関する基本的な考え方

- 1) 選任については、監査・監督に必要な知識・経験を有していることはもちろん、人格が高潔・実直であるか否か、業務を執行する取締役に対して率直に意見具申できる人物であるか否か等を考慮して行っております。

- 2) 報酬については、業務量、会社運営への寄与度績等を総合的に考慮し、外部の報酬も参考にしながら決定しております。また、報酬総額については株主総会で決定したうえで、個々の監査等委員の報酬額については、監査等委員会の決議により決定しております。
- d 会計監査人の選任、監査報酬等に関する基本的な考え方
- 1) 選任については、会計監査人の独立性・専門性を有していることはもちろん、監査活動の適切性・妥当性などを考慮しております。
- PwC京都監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。業務を執行した公認会計士は齋藤勝彦及び山本剛の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務に係る補助者は公認会計士2名、その他5名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。
- 2) 監査報酬については、当社の会社規模、財務上の特性及びそれによって定まる会計監査人の業務量を前提に会計監査人と協議のうえ決定しております。
- ・業務の適正を確保するために必要な体制の整備の決定についての取締役会決議状況
当社は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備の決定について、2021年12月15日付取締役会において決議しております。
 - ・内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備・運用状況又は準備状況
当社は2021年12月15日開催の取締役会において、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。当社は、この方針に基づいて業務の適正を確保するための体制を整備・運用しております。
- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a 当社は、複数の社外取締役の選任を通じて、経営に対する取締役会の監督機能を強化し、経営判断の透明性、公正性を確保する。取締役会は、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に則して重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。
 - b 当社は、健全な事業活動を推進するための組織としてリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、審議・報告した内容のうち重要と判断したものは取締役会に報告する。
 - c 当社の内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を規定に定め、高い専門性及び倫理観を有する監査担当者による監査を実施する。
 - d 当社は、法令違反、社内規程違反等、企業倫理に関する相談窓口を社内及び社外に設置し、法令遵守の徹底及び倫理観の醸成・向上を図る。
 - e リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を開催し、当社における企業倫理に対する取り組みを推進する。
 - f 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力・団体とは一切の関係を持たず、いかなる利益供与も行わない。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a 当社の危機管理等、リスクマネジメントに関する基本的事項を決定するとともに、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会にて事業活動を取り巻く様々なリスクの評価・見直しを図り、適宜対策を講じる。
 - b 当社は、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会より報告される重要リスクへの対策、危機管理等について、その運用が有効に行われているかを取締役会にて監督する。
 - c 当社は、危機が発生した場合に危機対策本部等を設置する等、迅速かつ適切な対応を行い、被害最小化を図るとともに、当社は社外への適時適切な発信を実施する。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 取締役会規程、情報システム管理規程等の情報管理に関する社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を適正に保存及び管理する。
 - b 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌を定めた組織規程、業務分掌規程並びに決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた決裁権限規程に基づき、職務執行上の責任体制を確立することにより、経営環境の変化に対応した職務の効率的な執行を図る。
- ④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- a 取締役会規程、情報システム管理規程等の情報管理に関する社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を適正に保存及び管理する。
 - b 適正な情報利用及び管理を目的とした情報セキュリティ体制を構築する。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a 当社は、監査等委員会の職務を補助し、職務執行を支援するためのスタッフを選任する。
 - b 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人選、異動、処遇の変更においては監査等委員会の同意を得ることとする。
 - c 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権限は、監査等委員会に帰属するものとする。

- ⑥ 監査等委員会への報告に関する体制
 - a 当社の取締役・使用人等は、法定事項のほか当社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項や内部監査の活動概要を監査等委員会に適時報告する。
 - b 内部通報制度による通報状況及びその内容を遅滞なく監査等委員会に報告する体制を整備し、監査等委員会の情報収集・交換が適切に行えるよう対応する。
 - c 当社の取締役・使用人等は、監査等委員会から業務執行に関する事項及びその他重要な事項について報告を求められたときは、速やかにかつ適正に対応する。
- ⑦ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の取締役・使用人等が、監査等委員に報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないこととし、適正に対応する。
- ⑧ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - a 監査等委員会の職務の執行上必要と認められる費用について予算化し、その前払い等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。
 - b 監査等委員による緊急又は臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じる。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a 監査等委員会が決定した監査基準及び監査実施計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
 - b 監査等委員会と社長との意見交換を適宜実施し、監査が実効的に行われるための連携を保つよう努める。
 - c 当社の監査担当者・会計監査人は、監査等委員会と十分な連携を図る。
- ③ 取締役の定数
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、5名以内、監査等委員である取締役は、4名以内とする旨を定款で定めております。
- ④ 取締役の選任決議要件
当社の取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。
- ⑤ 剰余金の配当等の決定機関
当社は、剰余金の配当等会社法459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。
- ⑥ 中間配当に関する事項
当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。
- ⑦ 自己の株式の取得
当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。
- ⑧ 取締役の責任免除
当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。
- ⑨ 社外取締役との責任限定契約の内容の概要
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。

⑩ 社外役員の状況

当社は、監査等委員ではない社外取締役は1名、監査等委員である社外取締役は3名を選任しております。

監査等委員ではない社外取締役徳永康雄氏が代表を務めるWMパートナーズ株式会社が所有するファンドは当社の大株主であります。

同氏は企業経営者として培った経験と高い見識を有しておられ、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただきたく、社外取締役に選任しております。

監査等委員である社外取締役山田琴江氏は、公認会計士としての会計に関する知識及び他社での常勤監査役として培った経験と高い見識を活かしていただきたく、監査等委員である取締役に選任しております。なお、同氏は当社のストック・オプションを1個保有しておりますが、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと考えております。

監査等委員である社外取締役大友潤氏は事業会社において培った経験と高い見識を有しておられ、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただきたく、社外取締役に選任しております。なお、同氏は当社のストック・オプションを1個保有しておりますが、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと考えております。

監査等委員である社外取締役土谷祐三郎氏は公認会計士としての会計に関する知識及び事業会社において培った経験と高い見識を有しておられ、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただきたく、社外取締役に選任しております。なお、同氏は当社のストック・オプションを7個保有しておりますが、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと考えております。

⑪ 役員の報酬等

a 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

1) 基本方針

当社取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上に資することを目的とし、各人の職責、在任年数、業績貢献及び当社の業績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。なお、社外取締役の報酬は、職務の独立性を勘案して、金銭による固定報酬のみとする。

2) 個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役（監査等委員であるものを除く。）の基本報酬は、基本方針を踏まえた金銭による月例の固定報酬とし、他社水準、従業員の給与水準等を総合的に勘案して決定する。また賞与について、当社の単年度の業績等に応じて一定時期に支給することがあるものとする。

3) 固定報酬及び業績連動報酬等の額の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

現在、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等は、月例の固定報酬及び賞与ではあるが、今後の当社の事業拡大及び成長フェーズを鑑み、業績連動報酬及び非金銭報酬の導入を検討する。

4) 個人別の報酬等の内容に関する決定

個人別の報酬額については、取締役会決議による。当該報酬額案の妥当性については、社外取締役の助言を得たうえで、当該報酬案を取締役に上程するものとする。

b 発行者の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	16,640	16,640	—	—	1
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く）	—	—	—	—	—
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	7,200	7,200	—	—	2

(注) 当社は2021年12月15日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

c 発行者の役員ごとの報酬の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

d 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

e 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員の報酬等につきましては、監査等委員ではない取締役にについては取締役会で、監査等委員である取締役にについては監査等委員会によりそれぞれ決定しております。

f 期末現在の人員数は監査等委員ではない取締役2名、監査等委員である取締役3名であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明義務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
16,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

会計監査人の監査計画における監査時間、人数計画等の内容や当社の業種・規模を勘案して報酬額の見積りの妥当性を検討し、監査等委員会の同意を得た上で決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当社の当事業年度（2021年10月1日から2022年9月30日まで）の財務諸表について、PwC京都監査法人の監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	516,850	653,951
売掛金	119,875	152,230
前渡金	682	585
前払費用	9,780	10,043
その他	3,831	5,782
貸倒引当金	—	△1,430
流動資産合計	651,018	821,164
固定資産		
有形固定資産		
建物	8,340	17,475
減価償却累計額	△8,340	△5,835
建物（純額）	—	11,639
工具、器具及び備品	337	563
減価償却累計額	△256	△384
工具、器具及び備品（純額）	80	179
有形固定資産合計	80	11,818
投資その他の資産		
投資有価証券	500	1,153
繰延税金資産	20,265	18,917
敷金	30,439	16,765
投資その他の資産合計	51,205	36,837
固定資産合計	51,286	48,655
資産合計	702,304	869,819

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	42,410	55,504
1年内返済予定の長期借入金	38,906	23,628
未払金	15,931	11,190
未払費用	22,588	34,101
未払法人税等	52,822	3,279
前受金	2,666	53
預り金	15,141	15,974
賞与引当金	33,503	46,311
役員賞与引当金	1,200	2,000
資産除去債務	3,090	—
その他	24,232	16,965
流動負債合計	252,493	209,010
固定負債		
長期借入金	62,548	38,920
固定負債合計	62,548	38,920
負債合計	315,042	247,930
純資産の部		
株主資本		
資本金	99,750	100,000
資本剰余金		
資本準備金	94,739	264,489
資本剰余金合計	94,739	264,489
利益剰余金		
その他利益剰余金	192,082	256,709
繰越利益剰余金	192,082	256,709
利益剰余金合計	192,082	256,709
自己株式	△222	△222
株主資本合計	386,350	620,977
新株予約権	911	911
純資産合計	387,262	621,889
負債純資産合計	702,304	869,819

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
売上高	970,270	1,270,624
売上原価	431,056	583,865
売上総利益	539,214	686,758
販売費及び一般管理費	※ 438,595	※ 590,665
営業利益	100,618	96,092
営業外収益		
受取利息	4	5
受取手数料	1,151	—
受取助成金	570	—
受取利子補給	301	74
資産除去債務戻入益	—	65
雑収入	48	12
営業外収益合計	2,076	158
営業外費用		
支払利息	793	511
雑損失	—	31
営業外費用合計	793	542
経常利益	101,902	95,708
税引前当期純利益	101,902	95,708
法人税、住民税及び事業税	54,956	29,733
法人税等調整額	△19,481	1,348
法人税等合計	35,475	31,081
当期純利益	66,426	64,627

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)		当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 外注費		431,056	100.0	567,760	97.2
II その他の経費		—	—	16,104	2.8
当期売上原価		431,056	100.0	583,865	100.0

(注) 1. 外注費は、主にパートナー会計士に対する業務委託報酬です。

2. その他の経費は、主に人材紹介サービスにおける成功報酬です。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	99,750	94,739	94,739	125,655	125,655	△222	319,923
当期変動額							
新株の発行							—
減資							—
当期純利益				66,426	66,426		66,426
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	66,426	66,426	—	66,426
当期末残高	99,750	94,739	94,739	192,082	192,082	△222	386,350

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	911	320,835
当期変動額		
新株の発行		—
減資		—
当期純利益		66,426
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—
当期変動額合計	—	66,426
当期末残高	911	387,262

当事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	99,750	94,739	94,739	192,082	192,082	△222	386,350
当期変動額							
新株の発行	85,000	85,000	85,000				170,000
減資	△84,750	84,750	84,750				—
当期純利益				64,627	64,627		64,627
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）							
当期変動額合計	250	169,750	169,750	64,627	64,627	—	234,627
当期末残高	100,000	264,489	264,489	256,709	256,709	△222	620,977

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	911	387,262
当期変動額		
新株の発行		170,000
減資		—
当期純利益		64,627
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	—	—
当期変動額合計	—	234,627
当期末残高	911	621,889

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	101,902	95,708
減価償却費	10,404	5,963
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	—	1,430
賞与引当金の増減額 (△は減少)	33,503	12,808
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,200	800
資産除去債務戻入益	—	△65
受取利息	△4	△5
支払利息	793	492
売上債権の増減額 (△は増加)	△26,014	△32,355
仕入債務の増減額 (△は減少)	13,158	13,190
未払金の増減額 (△は減少)	△874	△4,741
未払費用の増減額 (△は減少)	△11,190	11,512
その他	16,476	△10,237
小計	139,354	94,501
利息及び配当金の受取額	4	5
利息の支払額	△793	△492
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払額)	2,544	△80,300
営業活動によるキャッシュ・フロー	141,109	13,713
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	—	△17,701
投資有価証券の取得による支出	—	△653
敷金及び保証金の差入による支出	△16,284	△716
敷金及び保証金の回収による収入	—	14,390
資産除去債務の履行による支出	—	△3,025
投資活動によるキャッシュ・フロー	△16,284	△7,706
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△38,906	△38,906
株式の発行による収入	—	170,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△38,906	131,093
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	85,918	137,101
現金及び現金同等物の期首残高	430,931	516,850
現金及び現金同等物の期末残高	※ 516,850	※ 653,951

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(主な耐用年数)

建物	3年
工具、器具及び備品	4年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払いに備えて、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支払いに備えて、支給見込額の当期負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

ファイナンシャルアドバイザーサービスの一部については、契約に基づき顧客に報告書等を納品する義務を負っております。当該履行義務は顧客の検取時に充足されるものであることから、一時点において顧客との契約に基づき収益を計上しております。人材紹介については、契約に基づき応募者を顧客へ紹介する義務を負っております。当該履行義務は応募者の顧客への入社的事实をもって基本的に充足されるものであることから、一時点において顧客との契約に基づき収益を計上しております。その他については、契約に基づき一定期間にわたり合意されたサービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務は契約期間にわたって履行義務を充足されるものであることから、当該契約期間に応じて収益を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか追わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 18,917千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいて課税所得を見積り、回収可能性があると判断された将来減算一時差異について計上しております。なお、当該課税所得を見積るにあたり、前提とした条件や仮定に変更が生じ、これが減少した場合、繰延税金資産が減額され、税金費用が計上される可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については不確実性が大きく、将来の事業計画等の見込数値に反映させることが難しい要素もありますが、期末時点で入手可能な情報を基に検証等を行っております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

この結果、収益認識会計基準等の適用による損益に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年9月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の影響については、当事業年度末時点において当社の事業活動に重要な影響を与えていないことから、業績に与える影響は軽微と仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※ 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度3%、当事業年度3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度97%、当事業年度97%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
役員報酬	23,520千円	21,840千円
給料手当	196,619	254,138
役員賞与引当金繰入	1,200	2,000
賞与引当金繰入	33,503	73,375
法定福利費	36,623	49,262
支払報酬料	33,181	50,068
減価償却費	10,404	5,963
貸倒引当金繰入	—	1,430

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,000	—	—	5,000
A種優先残余財産分配付種類株式	232	—	—	232
B種優先残余財産分配付種類株式	231	—	—	231
合計	5,463	—	—	5,463
自己株式				
普通株式	74	—	—	74
合計	74	—	—	74

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高(千円)
			当事業年度期 首	増加	減少	当事業年度期 末	
発行者	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	911
合計			—	—	—	—	911

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	5,000	1,739,200	—	1,744,200
A種優先残余財産分配付種類株式	232	—	232	—
B種優先残余財産分配付種類株式	231	—	231	—
C種優先残余財産分配付種類株式	—	425	425	—
合計	5,463	1,739,625	888	1,744,200
自己株式				
普通株式	74	22,126	—	22,200
A種優先残余財産分配付種類株式	—	232	232	—
B種優先残余財産分配付種類株式	—	231	231	—
C種優先残余財産分配付種類株式	—	425	425	—
合計	74	23,014	888	22,200

(注) 1. 2022年3月3日開催の取締役会決議により、普通株式を対価とする取得条項を満たしたことにより、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてについて、2022年3月3日付で消却しております。

2. 当社は2022年3月7日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末	
発行者	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	911
合計			—	—	—	—	911

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
現金及び預金	516,850千円	653,951千円
現金及び現金同等物	516,850	653,951

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については金融機関等からの借入による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であり流動性リスクにさらされております。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で3年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金については、支払金利の変動リスクを回避するため固定金利を利用しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2021年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金	30,439	30,494	54
資産計	30,439	30,494	54
(1) 長期借入金(1年以内返済予定を含む)	101,455	101,585	130
負債計	101,455	101,585	130

(*1) 預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払法人税等、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、表に含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (千円)
非上場株式	500

当事業年度（2022年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金	16,765	16,774	8
資産計	16,765	16,774	8
(1) 長期借入金(1年以内返済予定を含む)	62,548	62,705	156
負債計	62,548	62,705	156

(*1) 預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払法人税等、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、表に含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 (千円)
非上場株式	1,153

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	516,850	—	—	—
売掛金	119,875	—	—	—
敷金	14,297	16,142	—	—
合計	651,022	16,142	—	—

当事業年度（2022年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	653,951	—	—	—
売掛金	152,230	—	—	—
敷金	858	15,907	—	—
合計	807,040	15,907	—	—

(注) 2. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2021年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	38,906	23,628	22,239	16,680	—	—
合計	38,906	23,628	22,239	16,680	—	—

当事業年度（2022年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	23,628	22,239	16,680	—	—	—
合計	23,628	22,239	16,680	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2022年9月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
該当事項はありません。	—	—	—	—

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2022年9月30日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	16,774	—	16,774
資産計	—	16,774	—	16,774
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	—	62,705	—	62,705
負債計	—	62,705	—	62,705

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社監査役1名 当社従業員6名 外部協力者4名	当社従業員2名 外部協力者2名	当社取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式39,900株	普通株式30,900株	普通株式165,000株
付与日	2018年1月5日	2018年4月1日	2019年12月19日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載の通りであります。	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載の通りであります。	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載の通りであります。
対象勤務期間	—	—	—
権利行使期間	自 2020年1月6日 至 2027年12月5日	自 2020年4月2日 至 2028年3月1日	自 2021年12月20日 至 2029年11月19日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員16名	当社取締役3名 当社監査役2名 当社従業員30名 外部協力者1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式81,600株	普通株式106,500株
付与日	2019年12月19日	2020年9月29日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載の通りであります。	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載の通りであります。
対象勤務期間	—	—
権利行使期間	自 2021年12月20日 至 2029年11月19日	自 2022年9月30日 至 2030年8月29日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2022年3月7日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2022年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	31,200	23,100	165,000
付与	—	—	—
失効	—	1,800	—
権利確定	—	—	165,000
未確定残	31,200	21,300	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	165,000
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	165,000

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	72,600	101,700
付与	—	—
失効	27,600	9,300
権利確定	—	—
未確定残	45,000	92,400
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 1. 2022年3月7日付株式分割（普通株式1株につき300株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 第2回、第4回及び第5回新株予約権の一部は付与対象者の権利放棄等により失効しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	67	167	250
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	250	250
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2022年3月7日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であったため、公正な評価単価の見積り方法を、単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。また、単位当たりの本源的価値は、DCF法により算出した価格を総合的に勘案して算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 539,827千円
- (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションはありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
繰延税金資産		
未払費用	1,420千円	2,219千円
未払事業税	4,773	556
賞与引当金	12,003	14,795
資産除去債務	1,068	—
減価償却費	998	—
一括償却資産	—	908
貸倒引当金	—	437
繰延税金資産小計	20,265	18,917
評価性引当額	—	—
繰延税金資産合計	20,265	18,917
繰延税金資産の純額	20,265	18,917

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
法定実効税率		34.6%
(調整)	法定実効税率と税効果会計 適用後の法人税等の負担率と の間の差異が法定実効税率の 100分の5以下であるため注 記を省略しております。	
住民税均等割		1.4
税額控除		△5.1
税率変更影響		2.6
その他		△0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率		32.5

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当事業年度終了後に新株予約権の権利行使がありました。その結果、資本金が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されることとなります。

これに伴い、翌事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から30.62%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

オフィスの賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を見積り、割引率はゼロを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
期首残高	—千円	3,090千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
見積りの変更による増加額	3,090	—
時の経過による調整額	—	—
資産除去債務の履行による減少額	—	△3,025
その他増減額 (△は減少)	—	△65
期末残高	3,090	—

ニ 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

前事業年度において、本社の移転及びその時期を決定いたしました。当該物件の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務について、より精緻な見積りが可能になったため、見積額の変更をしております。この見積りの変更により資産除去債務残高が3,090千円増加し、従来の方法に比べて前事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ3,090千円減少しております。

(収益認識関係)

当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はプロシエリング事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を収益認識時点別に分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
一時点で移転される財またはサービス	351,227
一定の期間にわたり移転される財またはサービス	919,397
顧客との契約から生じる収益	1,270,624
その他	—
外部顧客への売上高	1,270,624

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約における履行義務の充足の時期及び取引価格、履行義務への配分額の算定方法については、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

当社は、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

当社は、プロシエアリング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

当社は、プロシエアリング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2020年10月1日 至 2021年9月30日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	WMグロース 4号投資事業有限責任 組合	東京都 千代田区	10,610,000	投資 ファンド	(被所有) 直接18.6	増資の引受	増資の引受(注2)	30,000	—	—

(注) 1. 取引高に消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方法等

増資の引き受けは、当社が2021年11月30日付で行った第三者割当増資（75株）をWMグロース4号投資事業有限責任組合が1株400,000円で引き受けたものであります。価格は第三者による株式価値の算定結果を勘案して合理的に決定しております。なお、2022年3月7日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。

3. 議決権等の被所有割合は当事業年度末時点の割合を記載しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり純資産額	121.77	356.02
1株当たり当期純利益	41.09	37.62
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	31.54

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、2022年5月30日付でTOKYO PRO Marketに上場したため、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から2022年9月末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 当社は2022年3月7日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 前事業年度において、A種優先株式及びB種優先株式は、残余財産分配について普通株式より優先される株式であるため、1株当たり純資産額の算定にあたって、A種優先株式及びB種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除しております。また、A種優先株式及びB種優先株式は、残余財産を優先して配分された後の残余財産の分配について普通株式と同等の権利を持つことから、1株当たり純資産額の算定に用いられる普通株式と同等の株式としております。さらにA種優先株式及びB種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。なお、当社は2022年3月3日付で、交付していたA種優先株式及びB種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。
5. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	66,426	64,627
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	66,426	64,627
普通株式の期中平均株式数(株)	1,616,700	1,718,063
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	331,077
(うち新株予約権(株))	—	331,077
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 1,312個	—

(重要な後発事象)

(新株予約権の権利行使)

当事業年度終了後、第3回新株予約権について権利行使がありました。

1	新株予約権の名称	第3回新株予約権
2	発行株式の種類及び株式数	普通株式 165,000株
3	増加した資本金	21,080千円
4	増加した資本準備金	21,080千円

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物	8,340	17,475	8,340	17,475	5,835	5,835	11,639
工具、器具及び備品	337	226	—	563	384	127	179
有形固定資産計	8,677	17,701	8,340	18,038	6,219	5,963	11,818

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 東京事務所移転 17,475千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 東京事務所除却 8,340千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	38,906	23,628	0.60	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	62,548	38,920	0.84	2023年～2025年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
合計	101,455	62,548	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	22,239	16,680	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	—	1,430	—	—	1,430
賞与引当金	33,503	46,311	33,503	—	46,311
役員賞与引当金	1,200	2,000	1,200	—	2,000

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
預金	
普通預金	653,951
合計	653,951

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社セプテーニ・ホールディングス	7,084
パーソルホールディングス株式会社	4,925
株式会社ニチイホールディングス	4,771
パーソルテンプスタッフ株式会社	4,606
株式会社コムテック	4,400
その他	126,442
合計	152,230

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$
119,875	1,397,292	1,364,936	152,230	90.0	35.5

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
合同会社UKTGコンサルティング	3,850
株式会社プロフィナンス	2,750
個人	2,314
合同会社1701	1,371
合同会社BJコンサルティング	1,331
その他	43,887
合計	55,504

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://bridge-group.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年12月21日

ブリッジコンサルティンググループ株式会社
取締役会 御中

PwC 京都監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 齋藤 勝彦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山本 剛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているブリッジコンサルティンググループ株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブリッジコンサルティンググループ株式会社の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上